

住民税には減免制度があります！

諸物価の高騰で消費者が節約せざるを得ない中、多くの業者が売上減と経費増に苦しんでいます。

皆さん、今年の住民税（市県民税・町県民税）の納付書は届いていますか。住民税には申請による減免の規定があります。

今年の所得（売上げから経費を引いた残り）が一気に下がりそうだという人は、下の表を確認して下さい。当てはまる人は今年払う予定の住民税を減額できる可能性があります。



条件を満たしていても、すでに納

付済みの分には適用されませんので納期限に注意が必要です。また

「収入・貯蓄などの審査」で減免が適用されない場合もあります。

申請条件に該当している人は、急いで民商にご相談ください。減免申請を考えるなら納期限に余裕を持った日程で行えるようにしましょう。

尾北民商は相談者の要求を受けとめ、業者の権利の実現を目指して共に闘います。

尾北民商ニュース

**2025年
6月30日号**

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

自治体名	前年度所得基準	当年所得減少見込み	当年所得見込み額	減額する額
江南市	210万円以下	2分の1以下		所得割額の全部
	210万円 超 310万円以下	4分の1以下		所得割額の全部
	210万円 超 310万円以下	2分の1以下	135万円以下	所得割額の50%
犬山市	210万円以下	2分の1以下	55万円以下	所得割額×減少率の50%
			55万円 超 105万円以下	所得割額×減少率の30%
岩倉市	210万円以下	2分の1以下 (同一生計者込)	55万円以下	所得割額の50%
			55万円 超 105万円以下	所得割額の30%
扶桑町	210万円以下	2分の1以下		所得割額の全部
	210万円 超 270万円以下	2分の1以下		所得割額の50%
大口町	210万円以下	2分の1以下		所得割額の50%

尾北民商の婦人部が定期総会を開催！

6月22日（日）に尾北民商婦人部の第31回定期総会が開かれ、各支部からと来賓合わせて21人が参加しました。

お花などを届ける部員訪問活動、毎月のパソコン記帳会、所得税法56条廃止を目指して市町の女性議員との懇談活動、新たな仲間を迎える拡大運動、愛婦協主催マル

シェへの参加や、尾北婦人部によって2年ぶりに行われた婦人科検診などの報告が行われ、2025年度の活動方針と新役員体制が承認されました。

第2部では、愛婦協の遠山京子会長を講師に招いて56条廃止の運動について話していただきました。



挨拶する吉川婦人部長



女性差別撤廃は1979年に「条約」が制定され、1999年に実効性強化のため「選択議定書」が採択、しかし日本は後者をいまだ批准しておらず両輪の片側が欠けた状態です。もし日本政府が選択議定書を批准すれば、所得税法56条廃止の運動でも大きな力になります。全婦協はこの問題で、2009年から国連への告発を行っています。2024年10月には、日本女性差別撤廃条約NGOネットワークとして84人が参加、土井淳子全婦協事務局長と遠山京子常任幹事もこの一員としてスイスのジュネーブに向かい、傍聴とロビー活動に参加しました。